

令和7年度 八戸市立長者中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、冷やかしからかいなどのほか、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、重大な案件も全国的には発生している。

そこで、すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実したさまざまな活動に取り組めるように、いじめの防止に向けた日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「八戸市立長者中学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う、あざける、落書き、物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、性的辱め、部活中のいじめ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

(3) いじめの事例として判断するにあたっての留意点

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止の校内体制」を活用すること。
- ・インターネットに誹謗中傷が書き込まれ、本人が知らずにいる場合等、本人が苦痛を感じていなくてもいじめの事例として指導が必要な場合があること。
- ・好意から行った言動が意図せず苦痛を与えてしまった場合等は、行為を行った生徒に悪意がなかったことを十分加味した上で対応する必要があること。

3 いじめ防止の校内体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然防止し、早期の発見をするための日常の指導体制を、以下のとおりとする。

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を、以下のとおりとする。

4 いじめの予防・早期発見

(1) 教職員の共通理解

- ・学校いじめ防止基本方針について、4月に行う職員会議で確実に共通理解を図る。
- ・職員朝会や職員会議の場で、生徒についての情報交換を確実に行う。

(2) 教育相談

- ・年1回（10月）、学級担任と生徒の二者面談を、全生徒対象として行う。
（3年生は保護者を交えた三者面談を行う場合もある。）
- ・年2回（7月と11月）、学級担任と生徒、保護者との三者面談を行う。
- ・二者面談や三者面談では、親身になって聞く姿勢を心がけ、生徒や保護者の立場に立って考える。
- ・生徒が活動している場所には教師がいるように努め、生徒に寄り添い、教育相談期間以外でも相談に応じられる準備を整えておく。

(3) わかる授業

- ・授業規律を守らせる指導に努める。
- ・指導方法の工夫・改善に努め、「わかる・できる・身につく授業」を行って、生徒の学習意欲を高める。

(4) 学級・学年経営の充実

- ・Q－Uを分析、活用し、生徒の実態を把握する。
- ・いいところは褒め、認め、個性を伸ばす努力をする。
- ・生徒と接する機会を多くもち、生徒との信頼関係を築くように努める。合わせて、生徒の様子の変化、人間関係の変化等にいち早く気づき、声かけができるように努める。
- ・欠席が3日続いたときは、たとえばつきりとした理由がある場合でも家庭訪問をし、生徒の観察や不安の軽減を図るように努める。

(5) 道徳教育の充実

- ・以下の内容項目については、全学年で必ず行う扱うものとする。
2－(2) 人間愛・思いやり 2－(3) 友情・信頼 4－(3) 公正・公平

(6) 生徒活動の充実

- ・生徒に活動の場を与え、活躍を認める。
- ・生徒自身が、いじめを自分たちの問題として受け止め、できることを主体的に行動できるような働きかけを、生徒会執行部・各委員会等を通して推進する。

(7) 体験活動の充実

- ・ボランティア活動や職場体験等の体験的な学習を、各学年の実情に合わせて系統的に行い、人間関係形成能力や自己決定力等の育成を図る。

(8) スクールカウンセラー（SC）とスクールソーシャルワーカー（SSW）の活用

- ・SCとSSWを十分に活用し、生徒・保護者の問題や悩みの解決、心の安定に役立ててもらう。

(9) 外部の機関との連携

- ・長者中学校区ジョイントスクール、地域学校連携協議会、長者地区青少協等の場で、生徒や地域の実態についての情報交換を行う。
- ・重大事態が発生した場合に、警察等の外部機関に速やかに協力をいただけるように、事前に連絡・調整を図っておく。

5 いじめへの対応

いじめの兆候を発見した際は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦悩を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

いじめと確認された場合は、速やかに学年主任及び生徒指導主事に報告する。生徒指導主事は校長・教頭に報告する。

それ以降は、下記の(1)～(5)の順で組織的に速やかに動く。

(1) いじめ対策委員会の設置

①校長・教頭の動き

- ・いじめ対策委員会を設置する。

②生徒指導主事の動き

- ・提供された大まかな情報と事案に関わる生徒の確認をする。
- ・校長、教頭ともに、誰がどう動くかを決定・確認する。
どの職員がどの生徒からどの部屋で聞き取りをするのか。
迅速に動くことが原則であるため、場合によっては他学年の職員に依頼することもあり得る。
- ・聞き取りによって生徒から得られた情報を集約する。
- ・指導が退下時刻を過ぎることが決定した場合、その時点で家庭へ連絡を入れる。

③いじめられた生徒、いじめた生徒が在籍する学年の主任

- ・学年の職員に、生徒からの聞き取りを依頼する。

(2) 事実の確認

①いじめられた生徒からの事実確認

- ・使用する教室は、他の生徒の目に触れにくい部屋（相談室・適応教室・放送室）が望ましい。いじめられた生徒が登校できていない場合は、家庭訪問をする。
- ・いじめられたとされる本人から聞き取りをするのは、基本的に学級担任とする。
情報提供者が生徒の場合、学年主任または学年の他の職員が、こちらからも聞き

- 取りをする。
- ・確認した事実は確実に記録しておく。
- ②いじめた生徒からの事実確認
 - ・使用する部屋は、他の生徒の目に触れにくい部屋で、いじめられた生徒とは別の部屋が望ましい。
 - ・いじめたとされる生徒から聞き取りをするのは、上記①にあたっていない、学年の職員を基本とする。
 - ・確認した事実は確実に記録しておく。
- (3) 事後指導の内容確認
 - 聞き取りを行った職員も含めた会議を行う。
 - ①生徒指導主事の動き
 - ・聞き取りの進捗を確認し、連絡・調整を図る。
 - ・内容確認集会を進行する。
 - ②校長・教頭の動き
 - ・事後対応についての指示を出す。
 - ・八戸市教育委員会に事実を報告する。
- (4) 当事者に対する事後対応
 - ①いじめられた生徒への対応
 - ・今後の対策について、共に考える。身柄の安全確保。
 - ・いじめが原因で登校を渋る場合は、いじめた生徒を別室に登校させる等も視野に入れ、いじめられた生徒が安心して日常の学校生活を送れるように、対策を協議する。
 - ②いじめた生徒への対応
 - ・いじめは決して許さないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。
 - ・継続的に観察をし、立ち直りの支援を行う。
 - ③いじめられた生徒の保護者への対応
 - ・事実について説明・謝罪するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。これは、校長を含めた複数の教員であたる。
 - ④いじめた生徒の保護者への対応
 - ・事実・指導内容について報告するとともに、家庭での様子を確認する。また、本人の様子について、学校と家庭が密に報告し合うことを確認する。
 - ・保護者同士が対立する場合は、双方に学校に来てもらい、教員が間に入って調整を図る。これには、管理職を含めた複数の教員であたる。和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- (5) 関係集団への対応
 - ・被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。
 - ・生徒指導主事、学級担任、学年主任を中心として、生徒が自分の問題として事実を捉えられるよう指導する。
 - ・状況によっては、該当生徒が在籍する学級等に限らず、全校への指導を行うこともあり得る。
- (6) 関係機関との連携
 - いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。
 - ①教育委員会との連携
 - ・関係生徒への支援・指導・保護者への対応方法や関係機関との調整について。
 - ②警察との連携
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合や犯罪等の違法行為がある場合。
 - ③福祉施設との連携
 - ・家庭の養育に関する指導・助言や生徒の生活環境の状況把握。
 - ④医療機関との連携

- ・精神症状についての治療、指導・助言。

6 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめとは
 - パソコンや携帯電話、スマートフォン等を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の掲示板等へ書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。
- (2) ネットいじめの予防
 - ①情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の充実。
 - ・ネット社会についての講話の充実。
 - ②保護者への啓発
 - ・インターネットが利用できる機器の使用について家庭でのルール作りのお願い。
 - ・フィルタリングのお願い。
- (3) ネットいじめへの対処
 - ①ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え。
 - ・閲覧者からの情報。
 - ・ネットパトロール。
 - ②不当な書き込みへの対処
 - ・インターネット上の状況を把握しておく。
 - ・掲示板の管理者に連絡し、書き込みの削除を依頼する。

7 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
 - ①いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企図した場合。
 - ・精神性の疾患を発症した場合。
 - ・身体に重大な障害を負った場合。
 - ・高額な金品を奪い捕られた場合。
 - ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合。
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- (2) 重大事態時の報告・調査協力
 - 学校が重大事態と判断した場合、八戸市教育委員会に報告するとともに、八戸市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

8 年間計画（予定）

	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	生徒・保護者へ S C、S S W のお知らせ	生徒・保護者へ S C、S S W のお知らせ	生徒・保護者へ S C、S S W のお知らせ	職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の共通理解 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページへ掲載
5 月	友情カード	友情カード	友情カード	
6 月	友情カード	友情カード	友情カード	
7 月	三者面談 （家庭での様子の把握）	三者面談 （家庭での様子の把握）	三者面談 （家庭での様子の把握）	友情カードの集計・分析
8 月	友情カード	友情カード	友情カード	友情カードの集計・分析
9 月	友情カード	友情カード	友情カード	
10 月	友情カード 教育相談 （二者面談）	友情カード 教育相談 （二者面談）	友情カード 教育相談 （二、三者面談）	
11 月	三者面談	三者面談	三者面談	
12 月	友情カード	友情カード	友情カード	友情カードの集計・分析
1 月	友情カード	友情カード	友情カード	
2 月	友情カード	友情カード	友情カード	
3 月	友情カード	友情カード	友情カード	友情カードの集計・分析